

第 1 3 章

そ の 他

〔 1 3 － 1 〕 自衛隊災害派遣要請依頼書

周防第 号
年 月 日

山口県知事 様

周南市長

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 に つ い て （ 要 請 ）

自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
 - ・災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
 - ・派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・派遣を希望する区域
 - ・連絡場所及び連絡職員
 - ・活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- 4 その他参考となるべき事項
集結地、ヘリポートの状況等

〔 1 3 － 2 〕 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

周防第 号
年 月 日

山口県知事 様

周南市長

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 部 隊 の 撤 収 要 請 に つ い て

自衛隊の災害派遣を受けましたが、すべての活動が終了しましたので
下記のとおり、自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤 収 要 請 依 頼 日 時

年 月 日 () 時 分

2 撤 収 作 業 内 容

3 そ の 他

〔 1 3 － 3 〕 災害派遣発生情報報告様式

災 害 派 遣 発 生 情 報

受理	月 日 時 分					
患者	住 所		氏 名	性別	生年月日 (年 齢)	職業
				男女		
両親	(患者が子供の場合のみ記入)	父				
		母				
内 容 1 事態の発生理由及び状況 a 病気（事故）発生日時 年 月 日 時 分 b 病気（事故）場 所 c 病 名 d 医療処置状況 e 患者の所在地 2 現地病院等名及び医師名 f 病院等名 g 医師名 3 収容先病院等 h 病院等名 i 場 所 4 派遣を要請する種類 j ヘリコプター 機 又は その他 機 5 派遣要請区間 k ～ l 6 航空機到着場所から収容病院までの救急車の派出機関 m						
7 搭乗者	区 分	氏 名	生年月日 (年 齢)	搭 乗 区 間 ～		
	医 師					
	看護師					
8 付き添い	患者と の続柄	氏 名	生年月日 (年 齢)	搭 乗 区 間 ～		
9 着陸地（災害派遣地）の状況 (1) 着陸地の広さ (2) 表面の状態 (3) 付近の障害物 (4) 風の方向及び強さ (5) 著名物標の見え具合						

〔 1 3 － 4 〕 事前措置予告通知書

第 年 月 日 号

(住所)

(氏名) 様

周 南 市 長

事 前 措 置 予 告 通 知 書

貴所有（管理等）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害を拡大させる恐れがあり、災害対策基本法（等）に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

記

設 備 物 件 の 名 称	数 量	措 置 の 方 法

〔 1 3 － 5 〕 放送要請書

放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	
放 送 事 項	
放 送 日 時	(月 日 随 時 即 時)
系 統	(県 下 一 円)
	(○ ○ 地 区 を 主 体)
	(テ レ ビ ・ ラ ジ オ)
そ の 他	

上 記 の と お り 要 請 し ま す。

年 月 日

様

周 南 市 長

〔13-6〕生活福祉資金貸付条件一覧表

貸付金額の限度額（一部参考例）

平成15年4月現在

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期限
更正資金			
生 業 費	1,410,000 円	1年以内	7 年
支 度 金	100,000 円	6 月	6 年
技能習得費	技能習得期間が6ヶ月以内 918,000 円	期間終了 後 6 月	6 年
	技能習得期間が6ヶ月以上3年以内 月 153,000 円		
障害者更正資金			
生 業 費	1,410,000 円	1 年	9 年
支 度 金	100,000 円	6 月	8 年
技能習得費	技能習得期間が6ヶ月以内 918,000 円	期間終了 後 1 年	8 年
	技能習得期間が6ヶ月以上3年以内 月 153,000 円		
福祉資金	300,000 円	6 月	3 年
住宅資金	1,500,000 円	6 月	6 年
修学資金	※修学費は右記参照		
就学支度費 ※自宅通学	◆高校 公立 75,000 円 私立 290,000 円	卒業後 6 月	20 年
	◆高専 75,000 円		
	◆短大・大学 国公立 380,000 円 私立 450,000 円		
	◆高校 公立 85,000 円 私立 300,000 円		
	◆高専 85,000 円		
	◆短大・大学 国公立 380,000 円 私立 450,000 円		
就学支度費 ※自宅外通学		卒業後 6 月	20 年
療養・介護資金			
療 養 費	療養期間が1年以内 1,506,000 円	最終貸付 日から 6 月	5 年
	療養期間が1年以上6ヶ月以内 2,304,000 円		
介 護 費	介護サービス期間が1年以内 1,736,000 円	最終貸付 日から 6 月	5 年
	介護サービス期間が1年以上6ヶ月以内 2,354,000 円		
緊急小口資金	50,000 円	2 月	2 月
災害援護資金	1,500,000 円	1 年	1 年

※一部参考例なので、貸付対象・貸付限度額・貸付期間・償還期限・貸付金利子等の
詳細や条件については各市町村社会福祉協議会までお問合せください。

修学資金（修学費）

			自 宅	自 宅 外
高 等 学 校	国 公 立	1 年	18,000 円以内	23,000 円以内
		2 年	18,000 円以内	23,000 円以内
		3 年	17,000 円以内	22,000 円以内
	私 立	1 年	30,000 円以内	35,000 円以内
		2 年	30,000 円以内	35,000 円以内
		3 年	29,000 円以内	34,000 円以内
高 等 専 門 学 校	国 公 立	1 年	21,000 円以内	22,500 円以内
		2 年	21,000 円以内	22,500 円以内
		3 年	20,000 円以内	21,500 円以内
		4 年	43,000 円以内	49,000 円以内
		5 年	42,000 円以内	48,000 円以内
	私 立	1 年	32,000 円以内	35,000 円以内
		2 年	32,000 円以内	35,000 円以内
		3 年	31,000 円以内	34,000 円以内
		4 年	51,000 円以内	58,000 円以内
		5 年	50,000 円以内	58,000 円以内
短 期 大 学	国 公 立	1 年	44,000 円以内	50,000 円以内
		2 年	44,000 円以内	50,000 円以内
	私 立	3 年	52,000 円以内	59,000 円以内
		4 年	52,000 円以内	59,000 円以内
大 学	国 公 立	1 年	44,000 円以内	50,000 円以内
		2 年	44,000 円以内	50,000 円以内
		3 年	43,000 円以内	49,000 円以内
		4 年	43,000 円以内	49,000 円以内
	私 立	1 年	53,000 円以内	63,000 円以内
		2 年	53,000 円以内	63,000 円以内
		3 年	52,000 円以内	62,000 円以内
		4 年	52,000 円以内	62,000 円以内

※高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には
専修学校専門課程を含みます。

相 談 窓 口 一 覧

▼市町福祉事務所

名 称	所 属	電話番号	所 在 地
宇部市	こども政策課	(0836)34-8331	〒755-8601 宇部市常盤町 1 丁目 7-1
山口市	子育て保健課	(083)934-2960	〒753-0079 山口市糸米 2 丁目 6-6 山口市保健センター内
萩 市	子育て支援課	(0838)25-3259	〒758-8555 萩市江向 510
防府市	子育て支援課	(0835)25-2348	〒747-8501 防府市寿町 7-1
下松市	子育て支援課	(0833)45-1734	〒744-8585 下松市大手町 3 丁目 3-3
岩国市	こども支援課	(0827)29-5075	〒740-8585 岩国市今津町 1 丁目 14-51
光 市	子ども家庭課	(0833)74-3006	〒743-0011 光市光井 2 丁目 2-1 総合福祉センター あいぱーく光
長門市	子育て支援課	(0837)23-1156	〒759-4192 長門市東深川 1339-2
柳井市	こどもサポート課	(0820)22-2111	〒742-8714 柳井市南町 1 丁目 10-2
美祢市	子育て支援課	(0837)52-5228	〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326-1
周南市	次世代政策課	(0834)22-8460	〒745-8655 周南市岐山通 1 丁目 1 番地
山陽小野田市	子育て支援課	(0836)82-1175	〒756-8601 山陽小野田市日の出 1 丁目 1-1
周防大島町	福祉課	(0820)77-5505	〒742-2806 周防大島町西安下庄 3920-21

和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町にお住まいの方は、県健康福祉センターへお問い合わせください。

下関市については、市が実施主体となっています。下関市こども家庭支援課(083)231-1358

▼県健康福祉センター

名 称	所 管 区 域	電話番号	所 在 地
岩国健康福祉センター	岩国市、和木町	(0827)29-1522	〒740-0016 岩国市三笠町 1 丁目 1-1
柳井健康福祉センター	柳井市、周防大島町 上関町、田布施町、平生町	(0820)22-3777	〒742-0031 柳井市南町 3 丁目 9-3
周南健康福祉センター	下松市、光市、周南市	(0834)33-6422	〒745-0004 周南市毛利町 2 丁目 38
山口健康福祉センター	山口市、防府市	(083)934-2528	〒753-8588 山口市吉敷下東 3 丁目 1-1
// (防府保健部)		(0835)22-3740	〒747-0801 防府市駅南町 13-40
宇部健康福祉センター	宇部市、美祢市、 山陽小野田市	(0836)31-3201	〒755-0033 宇部市琴芝町 1 丁目 1-50
長門健康福祉センター	長門市	(0837)22-2811	〒759-4101 長門市東深川 1344-1
萩 健康福祉センター	萩市、阿武町	(0838)25-2664	〒758-0041 萩市江向河添沖田 531-1

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度のご案内

◆ 母子父子寡婦福祉資金とは ◆

母子家庭・父子家庭や寡婦の方等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するために、各種資金の貸付けを行っています。

◆ 貸 付 対 象 者 ◆

- 母子家庭の母・父子家庭の父
 - ・ 配偶者のない女子・男子で現に20歳未満の児童を扶養している方
- 寡婦
 - ・ 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた方
- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦以外の方
 - ・ 夫と死別や離婚等をし、現在配偶者のない40歳以上の女子の方
 - ・ 20歳未満の父母のない児童

※ 寡婦及び配偶者のない40歳以上の女子の方であって、現在子を扶養していない方については、前年の所得の額が2,036,000円以下の方に限り対象となります。

◆ 資金の種類、貸付限度額 ◆

「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」(中面)のとおりです。

お貸しできるのは、貸付限度額の範囲内で、ご自身で準備することができない必要最低限かつ、返済可能な額となります。

◆ 相 談 窓 口 ◆

お住まいの市町福祉事務所又は県健康福祉センターが相談窓口となります。

(裏面の「相談窓口一覧」を参照してください。)

※ 申請から貸付金の交付まで1か月から2か月程度要します。
事前相談が必要となりますので、まずはお早めにご相談ください。
(必要費用が分かる書類をお持ちください。)

◆ 貸付の要件・連帯保証人など ◆

- ・ 申請前に借入金の利用目的について既に履行(契約・支払)されているときは、貸付けはできません。
- ・ 公租公課や他の借入金等で滞納がある方への貸付けは原則としてできません。
- ・ 修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金(児童の就職に係るもの)については、資金を利用して修学等する児童(子)が「連帯借主」となり、借主と連帯して返済する義務を負います。
- ・ 「連帯保証人」を立てる場合は、原則6か月以上県内に居住している別生計の親族等で保証能力があると認められ、他の貸付金について保証していないことが条件となります。(原則として65歳までであること)
- ・ 連帯借主及び連帯保証人となる方には、面接により借主と同様の返済義務があることを確認させていただきます。

◆ 貸 付 の 決 定 ◆

住所地を管轄する県健康福祉センターが、提出された貸付申請書を審査し、貸付可否を決定します。

※ 審査の結果、減額や貸付けをお断りすることがあります。

◆ 償還(返済)の方法 ◆

- ・ 原則として月賦償還による元利均等償還です。
- ・ 口座振替(山口銀行、西京銀行、山口県農協、ゆうちょ銀行)又は納入通知書により償還していただきます。なるべく、便利な口座振替をご利用ください。
- ・ 事故や病気等でどうしても期限までに償還できない場合は、貸付けを受けた市町福祉事務所や県健康福祉センターに早めにご相談ください。

◆ 納入期限までに支払がない場合 ◆

- ・ 借主・連帯借主・連帯保証人に対し、文書や電話、自宅訪問等により履行を請求します。
- ・ 法律の定めにより、延滞元利金額につき年3%の割合で違約金が発生します。

償還金は、資金を必要とする他の母子家庭・父子家庭や寡婦の方等に貸付けを行うための貴重な財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず完済してください。

令和4年度母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

修学・就学支度・修業・就職支度（児童の就職に係るもの）については、資金を利用して修学等する児童（子）が「連帯借主」となり、借主と連帯して債務を負います。

資金種類	貸付対象及び資金内容		貸付限度額		貸付期間	据置期間	償還期限	利率
修 学	母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦の扶養する子	高等学校・大学・大学院・短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費 例-授業料、教科書代、交通費 大学等に進学する場合は生活費も対象となります。	月 額 学校種別・学年別一覧表のとおり		修 学 期間中	当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）は5年	無利子
就学支度		入学又は修業施設へ入所するために必要な経費 例-入学金、被服・履物等の購入費 大学等に進学する場合は受験料も対象となります。	学校種別一覧表のとおり			当該学校卒業後6か月	原則10年以内 ※専修学校（一般課程）・修業施設は5年	無利子
修 業		事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 （就職を希望しており、業務に必要な場合又は自動車以外の通勤手段が無い場合に限る）	月 額 68,000円 （特別 460,000円）	習得する期間中5年を超えない範囲		知識技能習得後1年	原則10年以内	無利子
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 ※一括-知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金など、入学に要する費用に必要な資金	月 額 68,000円 （特別 460,000円） （一括 816,000円） ※一括-最大12月分相当額を初年度に貸付ける	習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	年1.0％（※）	
就職支度	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 父母のない児童 寡 婦	就職するのに必要な経費 例－被服、履物等の購入費 ※特別-通勤用自動車の購入に必要な資金 （自動車以外の通勤手段が無い場合に限る）	100,000円 （特別 330,000円） （自動車購入のみの場合 230,000円）			1年	6年以内	児童の就職に係る貸付の場合は無利子 上記以外は年1.0％（※）
医療介護	母子家庭・父子家庭の母・父又は児童 寡 婦	医療・介護を受けるために必要となる経費 例－医療保険の自己負担分、通院に要する交通費 医師が必要と認めた按摩・マッサージ等にかかる費用等 ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る	医療 340,000円 （特別 480,000円） 介護 500,000円 （特別－所得税が課税されていない又は申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度の場合）			6か月	5年以内	年1.0％（※）
生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	①知識技能を習得している期間 ②医療・介護を受けている期間 ③生活安定貸付期間（配偶者のない女子・男子となつて7年未満） の生活を維持するのに必要な経費	①の場合 月 額 141,000円 ②③の場合 月 額 105,000円 （生計中心者でない場合月 額 70,000円） ※③において、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、12月分相当額を限度に貸し付けることができる。		①5年以内 ②1年以内 ③配偶者のない女子・男子となつて7年未満で252万円が限度	期間終了後6か月	①原則10年以内 ②5年以内 ③8年以内	年1.0％（※）
		失業貸付期間（離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態で、離職した日の翌日から1年以内）の生活を維持するのに必要な経費	月 額 105,000円 （生計中心者でない場合月 額 70,000円）	離職した日の翌日から1年以内 （貸付期間中に失業者でなくなった場合には対象外となる）	期間終了後6か月	5年以内	年1.0％（※）	
住 宅		住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な経費	1,500,000円 ※災害等により特に必要と認められる場合（特別 2,000,000円）			6か月	6年以内 ※特別は7年以内	年1.0％（※）
転 宅		住宅を移転するために必要な経費	260,000円			6か月	3年以内	年1.0％（※）
結 婚		母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子、寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	300,000円			6か月	5年以内	年1.0％（※）
事業開始		母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費	団体 3,140,000円 4,710,000円		1年	7年以内	年1.0％（※）
事業継続	母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金	団体 1,570,000円 1,570,000円			6か月	7年以内	年1.0％（※）

（※） 利率が年1.0％の資金種類については、連帯保証人を立てた場合無利子となります。

修学資金の貸付限度額 学校種別・学年一覧表

一定以上の所得を有する場合は別途限度額があります。

月額（単位：円）

学校区分		学年	1 年	2 年	3 年	4 年		5 年
高 等 学 校 専修学校（高等課程）	国 公 立	自 宅	27, 000	27, 000	27, 000			
		自 宅 外	34, 500	34, 500	34, 500			
	私 立	自 宅	45, 000	45, 000	45, 000			
		自 宅 外	52, 500	52, 500	52, 500			
高等専門学校	国 公 立	自 宅	31, 500	31, 500	31, 500	67, 500	67, 500	
		自 宅 外	33, 750	33, 750	33, 750	76, 500	76, 500	
	私 立	自 宅	48, 000	48, 000	48, 000	98, 500	98, 500	
		自 宅 外	52, 500	52, 500	52, 500	115, 000	115, 000	
専修学校（専門課程）	国 公 立	自 宅	67, 500	67, 500				
		自 宅 外	78, 000	78, 000				
	私 立	自 宅	89, 000	89, 000				
		自 宅 外	126, 500	126, 500				
短 期 大 学	国 公 立	自 宅	67, 500	67, 500				
		自 宅 外	96, 500	96, 500				
	私 立	自 宅	93, 500	93, 500				
		自 宅 外	131, 000	131, 000				
大 学	国 公 立	自 宅	71, 000	71, 000	71, 000	71, 000		
		自 宅 外	108, 500	108, 500	108, 500	108, 500		
	私 立	自 宅	108, 500	108, 500	108, 500	108, 500		
		自 宅 外	146, 000	146, 000	146, 000	146, 000		
大 学 院	修 士 課 程		132, 000	132, 000				
	博 士 課 程		183, 000	183, 000				
専修学校（一般課程）			51, 000	51, 000				

「高等教育の修学支援新制度」等、授業料等の減免や給付型の奨学金を利用できる場合は、そちらを優先して活用してください。

一旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、給付型奨学金の給付、授業料減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。

また、日本学生支援機構又は山梨県ひとつくり財団から奨学金を受ける場合は、奨学金の月額と修学資金の貸付限度額との差額が、貸付限度額となります。

就学支度資金の貸付限度額 学校種別一覧表

学校区分		貸付限度額（単位：円）	
小学校	※所得税非課税世帯に限り ます。	64,300	
中学校		81,000	
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅	150,000
		自宅外	160,000
	私立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
専修学校（一般課程）		自宅	150,000
		自宅外	160,000
大 短 期 大 学 高 等 専 門 学 校 専 修 学 校（専門課程）	国公立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
	私立	自宅	580,000
		自宅外	590,000
大学院	国公立	380,000	
	私立	590,000	
修業施設 （高等学校卒業者が入所する場合）	自宅	272,000	
	自宅外	282,000	

一旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、入学金の減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。

〔 1 3 － 8 〕 山口県災害見舞金支給要綱

1 目 的

この要綱は、災害によるり災等に対する災害見舞金（以下「見舞金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

この要綱において「災害」とは、次に掲げることにより被害が生ずることをいう。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象
- (2) (1)以外であつて大規模火災等知事が特に認める事象

3 見舞金の支給

県は、県内において発生した災害に係る次のり災者に対し、別表に定める額の見舞金を支給する。

- (1) 災害により住家が全壊、全焼又は流失した世帯に係るり災者
- (2) 災害により住家が半壊、半焼した世帯に係るり災者
- (3) 災害により死亡者が生じた場合、その遺族
- (4) 災害により負傷者（重傷）が生じた場合、本人
- (5) この要綱における、「世帯」、「住家」、「住家の被害程度」、「死亡」及び「重傷」の認定については、昭和 43 年 6 月 14 日付け結審第 115 号内閣総理大臣官房審議室長通達の統一基準によるものとする。

4 災害による死亡の推定

災害の際現にその場に居合わせた者につき、当該災害のおさまった後 3 か月間その生死がわからない場合には、この要綱の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

5 支給の制限

見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 住家の全壊、全焼又は流出及び半壊又は半焼の場合
 - ア り災者が、被災家屋を河川敷、急傾斜地崩壊危険区域等に適法な手続を経ずに建築したものであるとき。
 - イ り災者が、被災家屋に不法に居住を開始したものであるとき。
 - ウ その他知事が見舞金の支給を適当でないと認めるとき。
- (2) 災害による死亡又は重傷の場合
 - ア 死亡者の遺族又は重傷者が、他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金の支給を受けるとき。
 - イ 当該死亡又は重傷が、その者の故意又は重大な過失による場合であるとき。
 - ウ 災害に際し、市町長又はその他の権限ある者の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、知事が見舞金の支給を適当でないと認めるとき。

附 則

1 施行期日

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 要綱の廃止

「災害り災者に対する見舞金支給要綱」（昭和 58 年 10 月 18 日付け社会第 834 号山口県民生部長通知）は廃止する。

3 経過措置

昭和 61 年 3 月 31 日までに発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成 17 年 9 月 6 日から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成 18 年 3 月 20 日から適用する。

別 表

区 分	金 額
住家の全壊、全壊又は流出	1 世帯につき 1 0 0 , 0 0 0 円
住家の半壊又は全焼	1 世帯につき 1 0 0 , 0 0 0 円
死 亡	死亡者 1 人につき 1 0 0 , 0 0 0 円
重 傷 者	重傷者 1 人につき 5 0 , 0 0 0 円

(注) 5 の(2)のアの「他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金」とは、災害弔慰金等であり、県内の市町が独自に支給する見舞金は含まない。

〔 1 3 － 9 〕 周南市災害見舞金支給要綱

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、災害を受けた市民の援護に資するため、災害見舞金又は弔慰金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然災害又は故意若しくは重大な過失によらない火災又は爆発事故による被害をいう。
- （2） 市民 災害を受けた当時、周南市の区域内に住居を有している者をいう。
- （3） 世帯 市民が現実生計を一にしている事実上の生活単位をいう。
- （4） 住家 市民が現実居住のために使用している建物をいう。
- （5） 全壊、全焼又は滅失 住家の損壊、焼失又は滅失した部分が概ね 7 0 パーセント以上に達した状態をいう。
- （6） 半壊又は半焼 住家の損壊又は焼失した部分が概ね 2 0 パーセント以上 7 0 パーセント未満の状態をいう。
- （7） 床上浸水 住家の床の上まで浸水が達した状態をいう。
- （8） 重傷 全治 30 日以上を負傷をいう。

（見舞金の支給）

第 3 条 前条に規定する災害を受けたときは、別表に定める見舞金を世帯主又はその世帯の生計維持者（以下「世帯主等」という。）に支給する。ただし、世帯主等が死亡したときは、その遺族又は葬祭を行う者に支給する。

（支給の制限）

第 4 条 見舞金は、次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない。

- （1） 死亡者の遺族等が、他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金の支給を受けるとき。
- （2） 当該災害又は災害による死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- （3） 産業災害及び交通災害によるもの。

第 5 条 市長は、災害が発生した場合は係員を現地に派遣し、災害の状況を調査させ、被害者が支給対象者に該当すると認めるときは、見舞金を支給する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定める者のほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 22 日）

この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

別表（第3条関係）

見舞金一覧

項 目	単 位	見舞金の額
死亡者	1人につき	100,000円
重傷者	1人につき	20,000円
住家の全壊、全焼又は滅失	1世帯につき	50,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	30,000円
住家の床上浸水	1世帯につき	15,000円

〔 1 3 － 1 0 〕 周南市〇〇地区防災計画（例）

1 目的

この計画は、〇〇地区自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 災害危険の把握に関すること
- (4) 防災訓練に関すること
- (5) 情報の収集伝達に関すること
- (6) 避難に関すること
- (7) 出火防止、初期消火に関すること
- (8) 救出・救護に関すること
- (9) 給食・給水に関すること
- (10) 避難行動要支援者対策に関すること
- (11) 他組織との連携に関すること
- (12) 防災資器材等の備蓄及び管理に関すること

3 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

（※ 班編成に関しては、別紙第 1 参照）

4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

- (1) 普及啓発事項は次の通りとする。
 - ① 防災組織及び防災計画に関すること
 - ② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること
 - ③ 家庭における耐震化、家具の転倒防止に関すること
 - ④ 家庭における食料等の備蓄に関すること
 - ⑤ その他防災に関すること
- (2) 防災知識の普及・啓発方法は次のとおりとする。
 - ① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布
 - ② 座談会、講演会、映画会等の開催
 - ③ パネル等の展示
- (3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

- (1) 把握事項
 - ① 危険地域・区域等
 - ② 地域の防災施設・設備
 - ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

- ① 周南市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 救出・救護訓練
- ④ 避難訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ その他の訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあつては年〇回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

7 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関及び報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、携帯無線機、伝令による。

8 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として地魏の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況

③ 消火器等消火用資機材の整備状況

④ その他建物の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期消火ができるようにするため、次の消火用資機材を配備する。

① 可搬式（小型）動力ポンプの防火水槽付近への配備

② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

9 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出・救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めた時は、次の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

① ○○町○○病院

② ○○町○○診療所

③ ○○町○○保健所

(3) 防災関係機関の出動要請

救出・救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めた時は、防災関係機関の出動を要請する。

10 避難

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ又は生じるおそれがある時は、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

周南市長の避難指示が出た時又は、自主防災組織会長が必要であると認めた時は、自主防災組織会長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長の避難誘導の指示に基づき、地域住民を周南市指定緊急避難場所に誘導する。

(3) 避難経路及び指定緊急避難場所

① ○通り、ただし、○通りが通行不能の場合は△通り

② ○○公園又は○○学校

(4) 指定避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、市役所の要請により協力するものとする。

11 給食・給水

指定避難所等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配布された食糧、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び物資配分班は、市から配分された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12 避難行動要支援者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の整備、マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連携して入手した避難行動要支援者名簿及びマップ等整備し、定期的に更新する。

(2) 避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について、予め検討し訓練等に反映させる。

13 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14 防災資器材等

防災資器材を計画的に整備し、定期的に点検・管理を行う。

班編成（例）

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総 務 班	全体調整 避難行動要支援者の把握	全体調整 被害・避難状況の全体把握
情 報 班	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消 火 班	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	資器材調達・整備	負傷者等の救出、救護活動
避難誘導班	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	器具の点検	水・食料等の配分 炊出し等の給水・給食活動
連絡調整班	近隣の自主防火組織、他機関 団体との事前調整	他機関団体との調整
物資配分班	個人備蓄の啓発活動	物資配分、物資需要の把握
清 掃 班	ごみ処理対策の検討	ごみ処理の指示
衛 生 班	仮設トイレの対策検討	防疫対策、し尿処理
安全点検班	危険箇所の巡回・点検	二次災害軽減のための広報
防犯・巡回班	警察との連絡体制の検討	防犯巡回活動
応急修繕班	資器材、技術者との連携検討	応急修理の支援